

安全管理規程

(小型船旅客運送事業者)

平成18年10月1日

伊良湖パイロットボート株式会社

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 経営トップの責務
- 第 3 章 安全管理の組織
- 第 4 章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第 5 章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第 6 章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第 7 章 安全管理規程の変更
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第 9 章 運航の可否判断
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第 11 章 水先人等の送迎に伴う作業の安全の確保
- 第 12 章 水先人等の送迎施設の点検整備
- 第 13 章 海難その他の事故の処理
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第 15 章 雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する水先艇の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって水先人、水先修業生及び便乗者（以下「水先人等」という。）の送迎の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された水先人等の送迎の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、水先人等の送迎の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の水先艇の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（事務所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	水先人	水先法に定める伊勢三河湾水先区水先人会の水先人
(10)	水先艇	荒天時においても十分な耐航性と凌波性を保つことができるように設計された船舶であり、水先人が嚮導する船舶への乗船または同船舶からの下船のために必要な特殊設備を有する専用の高速船

(11)	水先人等	水先人、水先修業生及び便乗者 ・ 水 先 人：前（９） ・ 水先修業生：水先法に定める水先人養成施設の水先修業生 ・ 便 乗 者：水先人の関係者又は水先人が嚮導する船舶の関係者であって、水先人会の要請又は承認に基づいて水先艇に乗船させる者
(12)	陸上作業員	陸上において、水先艇に乗下船する水先人等の誘導・補助、水先艇の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業に従事する者
(13)	艇内作業員	水先艇上において、乗下船する水先人等の誘導・補助、離着岸時の諸作業等に従事する者
(14)	乗組員	船長及び艇内作業員
(15)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻等に関する計画
(16)	配船計画	運航計画を実施するための水先艇の特定、当該水先艇の回航及び入渠、予備艇の投入等に関する計画
(17)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(18)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港又は目的地点への航行を開始すること
(19)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(20)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって水先艇の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(21)	水先人乗下船場所	別に定める「運航基準図」による。
(22)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(23)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」、「安全な海域への退避・航行」又は「入港（着岸）」を行うこと
(24)	反転	目的港又は目的地点への航行の継続を中止し、発航港又は安全な海域に引き返すこと
(25)	運航可否判断に使用する気象・海象	風速（10 分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び有義波高（10 分間に観測した波のうち高い方から 3 分の 1 の平均波高）

(26)	有義波高	波高の高い方から順に全体の3分の1の個数の波（例えば、20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個）を選び、これらの波高を平均したものを有義波高という。（「3分の1最大波」とも呼ばれている。）時折、有義波高の2倍を超えるような波も見られ、平均的には有義波高の約1.6倍になる。
(27)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時間、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間（全区間）、通常の水先人乗下船場所、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(28)	水先艇上	水先艇の舷側より内側。
(29)	陸上	水先艇上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(30)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(31)	陸上施設	岸壁、ポンツーン（防舷設備を含む。）、水先艇の係留、水先人等の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

- 2 水先艇の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 水先人等の乗下船、水先艇の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、水先人等への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところによる地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 水先艇による水先人等の送迎の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- （1）関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- （2）安全方針の設定

- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、水先人等の送迎の安全を確保するために必要な要員、情報、送迎施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の水先人等の送迎の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には水先人等の送迎の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- 3 安全方針は、その内容について効果的かつ具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(運航管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- | | | |
|---------|---------|-----|
| (1) 事務所 | 安全統括管理者 | 1 人 |
| | 運航管理者 | 1 人 |

2 当社の水先艇は、水先人等の送迎のために、主として次の海域において就業する。

- (1) 師崎港から伊良湖沖、鎧埼沖、津・松阪沖又は鳥羽沖のそれぞれの水先人乗下船場所までの海域
- (2) 師崎港から衣浦港又は伊良湖港までの海域
- (3) 伊良湖港から伊良湖沖、鎧埼沖、津・松阪沖又は鳥羽沖のそれぞれの水先人乗下船場所までの海域
- (4) 伊良湖港から衣浦港までの海域
- (5) 師崎港から伊勢湾・三河湾内の海域で(1)及び(2)を除く海域
- (6) 伊良湖港から伊勢湾・三河湾内の海域で(3)及び(4)を除く海域

第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第22条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて、海上運送法施行規則第22条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが水先人等の送迎の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

（安全統括管理者の勤務体制）

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

（運航管理者の勤務体制）

第15条 運航管理者は、水先艇が就航している間は、原則として事務所に勤務するものとし、水先艇の就航中に職場を離れるときは事務所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

（運航管理補助者の勤務体制）

第16条 運航管理補助者は、当社の使用水先艇が就航している間は、原則として事務所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

2 運航管理者は、2030時から翌日の0800時までの間に運航管理補助者が事務所に勤務していない場合は、就航中又は基地で待機中の水先艇の船長を臨時の運航管理補助者に指名し、運航管理者及び就航中の他の水先艇との連絡体制を確保しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

（安全統括管理者の職務及び権限）

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

（1）安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。

- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、水先艇の運航の管理及び水先人等の送迎の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 水先艇の運航に関し、船長と協力して水先人等の送迎の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとし、運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他水先人等の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の実施
- (2) 陸上における水先人等の乗下船及び水先艇の離着岸の際における作業の実施
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船前の水先人等に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用水先艇の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用水先艇の性能、使用港の港勢、運航海域の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

（配乗計画の作成及び改定）

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

（運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

2 水先艇、陸上施設又は港湾の状況が水先艇の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

（運航の可否判断）

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、当該海域における水先艇の運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航の中止に係る判断が困難であると認めるときは、乗船中の水先人又は業務中の他の水先人の意見を参考にするとともに、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者及び伊勢三河湾水先区水先人会へ連絡しなければならない。

7 運航の可否判断をする気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

（運航管理者の指示）

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示するとともに、安全統括管理者及び伊勢三河湾水先区水先人会へ連絡しなければならない。ただし、船長が、水先人乗下船場所を一時的に伊勢湾内に移動すること、又は伊勢湾外に復することを判断するために、運航基準に定める条件に達していない安全な海域を航行する場合はこの限りではない。

2 運航管理者は、前項の規定により運航中止を指示する場合を除き、船長に対して発航、基準航行の継続、安全な海域への退避又は入港を促し若しくは指示をしてはならない。

（経営トップ又は安全統括管理者の指示）

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

（運航の可否判断等の記録）

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、（4）及び（5）については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

（1）気象・海象に関する情報

（2）港内事情、運航海域の自然的性質

（3）陸上施設の状況

- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船予定の水先人等の数及び氏名
- (6) 水先艇及び水先人が嚮導する船舶の動静
- (7) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査（点検）を終え出港するとき
- (2) 目的地に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の海域の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各経路ごとに作成し、各水先艇及び事務所に備えつけなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 水先人等の送迎に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は、陸上で待機中の乗組員の中から陸上作業員を指名する。

2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は艇内作業指揮者を指名する。

3 陸上作業指揮者及び艇内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び艇内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に水先人等の送迎の安全の確保に努めなければならない。

4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の水先人等の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(水先人等の乗下船等)

第34条 水先人等の乗下船及び水先艇の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に水先艇が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(艇内巡視)

第36条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。

(水先人等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び運送約款に定めるところにより、陸上及び艇内において水先人等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(健康状態、酒気帯びなどの確認)

第38条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合においても酒気を帯びて当直を実施してはならない。また、乗船前にアルコール検知器による検査を行うとともに、健康状態、体温測定及び十分な睡眠時間が摂れているか否かを記録簿に記入し、これを立合い者が確認する。

3 船長は、乗組員が飲酒の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合においても酒気を帯びて当直を実施させてはならない。また、乗組員の健康状態（十分な睡眠時間に異常がないことを含む。）、体温測定結果を確認する。

第12章 水先人等の送迎施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、水先艇が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(水先艇の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

- 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

（陸上施設の点検整備）

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（ポンツーン、岸壁、ビット、防舷材、ハンドレール、ランプウェイ）等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知してその修復を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

（事故処理にあたっての基本的態度）

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- （1）人命の安全の確保を最優先とすること
- （2）事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること
- （3）事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること
- （4）船長の対応措置に関する判断を尊重すること
- （5）陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること

（船長のとるべき措置）

第43条 船長は、自艇に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、水先人等の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自艇が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

（運航管理者のとるべき措置）

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は水先艇の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

（経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置）

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

（事故の処理）

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

（通信の優先処理）

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

（関係官署等への報告）

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに中部運輸局、海上保安官署及び伊勢三河湾水先区水先人会にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

（事故調査委員会）

第49条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

（安全教育）

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他水先人等の送迎の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、運航海域の状況、海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営トップへ意見具申する。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上水先艇及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、水先艇の監査は停泊中及び航海中の水先艇について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行う者は、内部監査の結果に基づき、安全マネジメント態勢の機能全般に関する見直しを行い、改善の余地があれば、改善内容実施時期を定めたいえで、改善作業を実施し、評価を行う。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を水先艇、事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN、紙ファイル等を活用した水先人等の送迎の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 水先人等の送迎の安全に係る運航・整備等送迎サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、水先人等の送迎の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により伊勢三河湾水先区水先人会に通知しなければならない。また、水先人等の送迎の安全にかかる情報を適時、伊勢三河湾水先区水先人会に対して通知する。

附 則

1. この規程は、平成18年10月1日より実施する。
2. この規程は、平成25年4月3日、一部改訂する。
3. この規程は、令和2年3月10日、一部改訂する。
4. この規定は、令和3年11月1日、一部改訂する。
5. この規定は、令和6年4月1日、一部改訂する。
6. この規定は、令和7年2月15日、一部改訂する。